

オンライン商談「オンライン成約」特約条項

お客様(以下「乙」といいます)は、[御注文書]記載の条件及び本特約条項の条件に基づき、[御注文書]の「商談車両」及び「商品名」欄記載の商品(以下「商品」といいます)を、株式会社カワサキモーターズジャパン(以下「甲」といいます)に「御注文書」を郵便により送付して注文します。なお、甲からの書面による通知は電子メール等の方法でなされます。

第1条(代金の支払い)

- (1)乙が商品の代金を甲の指定する口座に振り込む方法によって支払う場合、オンライン商談の最終日から14日以内に、支払総額の全額を支払うものとします。
- (2)乙が商品の代金を甲の指定する者と立替払契約(個別方式による信用購入あっせんであるオートローン契約)を締結し、その者をして甲に支払わせる場合、オンライン商談の最終日またはその翌日中に支払総額の全額について、甲の指定する内容でその者と当該立替払契約を締結するものとします。
- (3)乙が商品の代金の支払いを遅延した場合、乙は、未払い金額に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、法定利率による遅延損害金を甲に支払うものとします。
- (4)乙が支払期日までに商品の代金を支払わない場合又は支払う見込みがないと甲が判断した場合、甲は、乙が第3条の注文の撤回を行ったとみなすことができます。

第2条(書類の提供)

- (1)乙は、オンライン商談の最終日から14日以内に、甲の指示に従い、乙に商品を引渡すために甲が必要とする書類を甲に提供するものとします。
- (2)乙が前項の期日までに必要な書類を甲に提供しない場合又は提供する見込みがないと甲が判断した場合、甲は、乙が第3条の注文の撤回を行ったとみなすことができます。

第3条(乙による注文の撤回・変更)

- (1)乙は、乙による商品の注文について第5条に基づき甲との間で契約(以下「本契約」といいます)が成立するまでは、当該注文を撤回又は変更することができます。この場合、乙から甲へ支払済みの契約代金の差額は、乙に全額返還され、また、乙が商品を注文し引渡しを受けるために甲に提供した「御注文書」その他の書類の原本は、全て乙に返却又は甲にて処分するものとします。
- (2)前項第2文にかかわらず、乙が注文を撤回又は変更したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、甲に対し甲が実質的に被った損害を賠償するものとし、甲へ支払済みの商品の代金と対等額で相殺されても異議を述べないものとします。

第4条(甲が注文に応じられない場合)

甲が乙からの商品の注文に応じられない場合、甲は、その旨を遅滞なく乙に通知し、契約は不成立となります。この場合、前条第1項第2文が準用されるものとします。

第5条(契約の成立)

- (1)本契約の成立は、①商品の登録がなされた日、②乙からの注文により甲が商品への整備、改造、架装等に着手した日、又は、③甲から乙へ商品の引渡しが行なわれた日のいずれか早い日とします。
- (2)乙が第1条1項又は第2項に基づき商品の代金を支払い、甲がその受領の通知とともに乙による商品の注文に応じられるか否かを乙に通知した場合であっても、本契約の成立時期は、前項に定める通りとします。

第6条(契約の内容)

前条に基づき本契約が成立した場合、甲は、「御注文書」記載の条件及び本特約条項の条件に従い商品売り渡し、乙はこれを買受けます。

第7条(商品の引渡し)

甲は、オンライン商談の最終日から3カ月以内に、乙に商品を引渡すものとします。但し、甲が乙から第1条1項又は第2項に基づく商品の代金の支払いを受けたことを確認できるまでは、当該引渡し義務を負わないものとします。

第8条(危険負担)

商品の引渡しまでに生じた毀損、滅失等の全ての危険は、甲の責めに帰すべきものを除き、乙の負担となります。

第9条(所有権の移転時期)

- (1)商品の所有権は、甲が乙に商品を引渡した時又は乙が商品の代金全額を支払った時のいずれか遅い時点で、甲から乙に移転します。
- (2)前項にかかわらず、乙が甲に対し本契約に関するものとは別に債務を負っており、正当な理由なくその履行を遅滞している場合、引き続き甲は商品の所有権を留保できるものとします。甲が商品の所有権を留保している間は、仮に商品の所有者名義が乙に登録されたときでも、その所有権は甲に帰属するものとします。甲が商品の所有権を留保する場合は、甲は乙に対しその旨を通知するものとします。
- (3)商品が乙に引き渡された後でも、甲がその所有権を留保している間は、乙は、善良なる管理者の注意をもって商品を使用・保管し、甲の承諾がなければ、改造・毀損・入質・譲渡・転売・貸与又は担保の用に供する等の行為をしてはなりません。また、乙は、甲の承諾を得て乙以外の者に商品を有償無償を問わず貸与している場合には、その者にこれらの禁止行為を遵守させなければなりません。

第10条(保証)

- (1)乙は、商品の引渡しを受ける際に、商品が注文内容と相違なく、かつ装備、外観等が良好な状態にあることを確認の上、引渡しを受けるものとします。乙が商品の引渡しを受けた当日中に、通常発見すべき商品の種類、品質又は数量に関する不適合を申し出なかったときには、これらを理由とした甲への修補・交換、損害賠償請求、本契約の全部又は一部の解除・解約・変更その他の責任追及はできません。
- (2)万一、引渡し日以降に、商品に引渡し日当日中に発見困難な不適合が発見された場合は、甲から乙に対し交付する当該商品に関する保証書の規定に従って保証がなされるものとします。

第11条(解除・解約・変更)

- (1)乙が第1条1項又は第2項の定めに従って商品の代金を支払わない場合、その他乙が本契約に違反した場合には、甲は、何らの催告を要せずに本契約を解除・解約又は変更することができるものとします。
- (2)乙が「御注文書」記載の納車予定日若しくは別途甲が指定する日に商品の引渡しを受けない場合、又は、引渡しを受ける見込みがないと甲が判断した場合は、甲は、何らの催告を要せずに本契約を解除・解約又は変更することができるものとします。
- (3)本契約が解除・解約又は変更された場合、乙から甲へ支払済みの契約代金の差額は、乙に全額返還され、また、乙が商品を注文し引渡しを受けるために甲に提出した「御注文書」その他の書類の原本も、全て乙に返却又は甲にて処分するものとします。
- (4)前項にかかわらず、本契約の解除・解約又は変更により甲に損害が生じたときは、乙は甲に対し、甲が被った損害を賠償するものとし、甲へ支払済みの商品の代金と対等額で相殺されても異議を述べないものとします。また、乙が、前項の書類を引き取らないときは、甲はこれを任意に処分することができるものとし、乙は、一切異議を述べないものとします。
- (5)乙は、本特約条項をもって、本契約の解除・解約又は変更に伴い必要となる商品の名義変更又は廃車手続の実施について甲に委任し、一切異議を述べないものとします。
- (6)5条1項に基づき本契約が成立した後は、乙は、第10条1項2文に定める場合を除き、本契約の解除・解約又は変更はできません。

第12条(反社会的勢力)

- (1)甲は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力との取引を拒否します。乙は、自身が反社会的勢力には該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
- (2)乙は、自らまたは第三者をして、甲に対し脅迫的な言動又は暴力を用いる行為や、偽計または威力を用いて甲の業務を妨害し、または信用を毀損する行為をしないことを約するものとします。

甲は、お客様から提供された個人情報について、以下①～⑤の目的で、株式会社カワサキモーターズジャパン(以下「KMJ」といいます)、カワサキモーターズ株式会社、及びカワサキプラザ各店(カワサキプラザ一覧については、<https://www.kawasaki-plaza.net/>をご参照ください)で共同利用いたします。

- ①定期点検、車検、整備及び保険満期について、郵便、電話、電子メール等の方法によりお知らせするため
 - ②KMJ、カワサキモーターズ株式会社、及びカワサキプラザ各店の商品・サービス・イベントに関する情報を、郵便、電話、電子メール等の方法によりお知らせするため
 - ③KMJ、カワサキモーターズ株式会社、及びカワサキプラザ各店の商品・サービス・イベントに関するアンケート実施のため
 - ④KMJ又はカワサキモーターズ株式会社の商品開発、サービス向上のため
 - ⑤その他、上記目的を達成するために必要な業務を遂行するため
- 共同利用に関して責任を有する者は、KMJといたします。